

令和6年2月2日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の設計及び工事の計画
の認可申請書（その9）の審査対応スケジュールの見直しについて

概要

新規規制基準に係る原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の設計及び工事の計画の認可申請書（その9）について現在審査対応を進めているところである。申請時において認可希望時期を令和6年3月上旬としていたが、この度下記の理由により、認可希望時期の延期等の見直しを図る。

- ・審査会合について当初4回に分けての実施を想定していたが、現時点で3回終了し、多くの質疑をいただいております、質問回答を行うためのヒアリング及び会合をお願いすることとなった。第4回*の会合が令和6年2月2日であることから、質問回答を行うための会合は、令和6年3月以降に開催して頂くことを予定している。

※第1編（外部事象影響）、第5編（放射線管理施設の耐震性能確認）、第11編（第2廃棄物処理棟のセル排風機動力ケーブルの更新）

- ・第2回審査会合等で頂いたご指摘（拠点内審査で適合性の根拠、説明性を確認して申請する仕組みを構築すること）を受けて、原子力科学研究所の原子炉施設等安全審査委員会において許認可申請に係る専門部会を設置し、審査することとしている。会合終了後に補正申請準備を開始する場合、審議期間として1か月程度必要となることから補正申請が次年度以降となる。

上記の理由により認可希望時期を令和6年8月に見直すこととする。

本設工認申請に係るスケジュールの変更案について次頁に示す。

原子力科学研究所における原子炉等の運転に伴う廃棄物の保管について、保管余裕量に対して、十分に保管廃棄できる発生量となることを確認している（参考資料）。このため、本設工認申請の認可の延期による施設への影響はない。なお、保安規定の変更申請（新規規制基準に係る運用対応）について、本設工認申請の認可取得後となる予定である。

原科研処理場（設工認その9）のスケジュール

| | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|--------------|------------|----|----|--------|------|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 変更前 | ▼ 審査会合 | | ▼ 補正申請 | ▼ 認可 | ← 工事及び検査 → | | | | | | | | | | | |
| 変更後 | 審査会合 | 第4回 | ▼ | 第5回～ | ← 工事及び検査 → | | | | | | | | | | | |
| | ヒアリング | | | ↔ 拠点内審査、手続き等 | | | | ▼ 補正申請 | ▼ 認可 | | | | | | | |

参考資料（原子炉運転廃棄物の取り扱いについて）

原子力科学研究所における放射性固体廃棄物は、JRR-3、NSRR 及び STACY（令和 6 年度運転再開）の運転により約 120 本／年（200 リットルドラム缶換算。A-1 区分：容器表面の線量当量率 0.5mSv/h 未満）の発生量となる。受入れ施設となる保管廃棄施設・Lは、保管廃棄容量 54,700 本に対して令和 5 年 9 月末時点における保管廃棄量は 38,290 本となっており、16,410 本の保管余裕量がある。放射性廃棄物処理場全体の新規規制基準適合性確認終了まで保管廃棄施設・Lに保管廃棄し、各種処理や、他の保管廃棄施設における保管廃棄は行わないが、放射性廃棄物処理場全体の新規規制基準適合性確認終了の予定時期（令和 6 年 9 月）が延期したとしても、保管余裕量に対して、十分に保管廃棄できる発生量である。

なお、原子炉運転に伴うもの以外を含めた原子力科学研究所全体における放射性固体廃棄物の保管廃棄量の推移（令和 5 年 9 月末時点）は以下の通りであり、JRR-3、NSRR 及び STACY の維持管理等の全ての保安活動により発生する放射性固体廃棄物について保管能力に対する影響はない。

